

基本的対処方針等の見直しに伴う県の要請内容等について

▽ 国の基本的対処方針等の見直し（11月19日）に沿って、**外出・大規模イベント**等に係る制限を**一部緩和**
 → **11月25日**から**制限緩和を適用**するとともに、**大規模イベント**の「**感染防止安全計画**」等の**受付窓口を開設**

| 地域 | 対象 | 令和3年 11月25日 以降 | |
|-----|--------------------|---|-----------------------------|
| 県全域 | 県民 (外出) | <u>日常生活における基本的な感染防止策を徹底すること</u> | |
| | イベント | ①「 感染防止安全計画 」を策定しないイベント（②以外） 以下の人数上限・収容率の 小さい方 【継続】 | |
| | | ②「 大声なし 」の「 5,000人超 かつ 収容率50%超 」で 「 感染防止安全計画 」を策定・県の確認を受けたイベント | |
| | | 人数上限 | 収容率 |
| | | 5,000人又は 収容定員 50%以内 の いずれか大きい方 | 大声なし 100% 大声あり 50% |
| | | 人数上限 | 収容率 |
| | | 収容定員まで | 100% |

県民への要請内容【県内全域】

11月25日以降

【法24条第9項等】

- ワクチン接種の有無に関わらず、感染リスクの高い行動を控えるとともに、日常生活における基本的な感染防止策を徹底すること
- 会食・食事を伴う行事では、会話の際のマスク着用を徹底すること【継続】
- 感染対策が徹底されていない飲食店等の利用を厳に控えること（宅配・テイクアウトを除く）【継続】
- 飲食店の求める感染防止策に積極的に協力すること【継続】